

出発日**2**日前までお申込可能

新潟
出 発

港 発

直江津
出 発

港 発

回遊
可能

大人2名様より
お申込みいただけます

佐渡マイカー 日帰りパック 2025

世界遺産
佐渡島の
金山



2025年 7月5日(土) ▶ 11月24日(月・振)
設定日 / 上記期間の土日祝日限定

※9月22日(月)のみ、土日祝日外ですが設定有！

ご旅行代金

大人2名往復(カーフェリー2等)
+乗用車1台航送

29,800円 ~ 30,800円

基本
旅行代金

(大人2名+車1台 / 税込)

7月5日(土)~9月28日(日)

30,800円

10月4日(土)~11月24日(月・振)

29,800円

3名様~
追加代金

(1名あたり / 税込)

大人 5,500円

大人 5,000円

小児

2,500円 (全期間共通)

※車両1台あたり3名様以上となる場合は、上記追加代金(カーフェリー2等往復乗船券)が必要です。

※カーフェリー上等級への変更は、当日、空席がある場合に限り、きっぷ売場窓口でのみ承ります。(別途有料)

※設定日でも、予約状況によりご利用いただけない場合がございます。

パック内容

大人2名様分往復乗船券
(カーフェリー2等)

マイカー1台往復航送代
(車長6m未満の乗用車)

※車長3m以上6m未満かつ定員4名以上10名以下の乗
用車およびワゴン車に限りします。(キャンピングカー含む)

島内の指定施設で割引等の特典が受けられる

「観光施設割引証」

対象施設と一覧はこちら



お申込み方法の詳細と旅行規約は裏面をご覧ください

SADO KISEN

必ずお読みください

■最少催行人員：大人2名様以上 ■行程中の行動：ご旅行中の行程はグループ内同一となります。（同一区間・同一設備の利用となります） ■添乗員：添乗員・現地係員は同行致しません。ご旅行に必要な確認書をお渡し致しますので、ご旅行中のお手続きはお客様ご自身にて行ってください。 ■小児：小児代金は小学生が対象となります。 ■幼児：幼児代金は未就学児が対象となり、利用する項目により異なります。尚、幼児が船舶の指定席を利用する場合、別途小児運賃が必要となります。 ■取消及び変更：取消・変更が生じた場合は、お申込み店の営業時間内にお申し出ください。取消・変更の場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。 ※お客様の都合による出発日の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。 ※未成年者（18歳未満）のみでの参加、また親権者以外の方とご同行される場合は、親権者様の同意をいただいてのお申込みとなりますので、同意書の提出をお願い致します。

ご旅行条件（要約）

お申込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください
(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金金額を添えてお申込みいただきます。
申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- (2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。
この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。
(3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

4. 旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

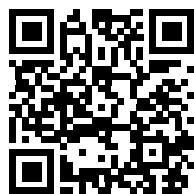
取消・変更日		取消・変更料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	a. 11日目にあたる日以前の解除	無 料
	b. 10日目にあたる日以前の解除	旅行代金の20%
	c. 7日目にあたる日以前の解除 (d～f を除く)	旅行代金の30%
	d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
	e. 旅行開始日当日 (f を除く)	旅行代金の50%
	f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

6. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
(2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
b. 天災地変・戦乱・暴動。運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

後 援

上 越 市



◀お申し込みは左記二次元バーコードから！
インターネット申込なら、深夜早朝、
24時間お申込みいただけます。
※出発日2日前16:30締切となります。

※出発日前日の12:00までにご入金が確認できなかった場合には、キャンセルとなります。ご注意ください。

※新潟港出発分は、
インターネット申込のみ承っております。

佐渡汽船ホームページの「旅をする」項からも商品ページをご確認いただけます。

🔍 佐渡汽船

7. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
(2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合は除きます）として賠償します。
(3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
a. 天災地変・戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
d. 自由行動中の事故
e. 食中毒
f. 盗難
g. 運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的の滞在期間の短縮

8. お客様の責任

- (1) お客様の故意・過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
(2) お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなくてはなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なるサービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

9. 特別補償

- (1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2) 当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

10. 旅行条件・旅行代金の基準

- (1) 旅行条件は、2025年9月1日を基準としています。
(2) 旅行代金は、2025年9月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。
11. 詳しい旅行条件は係員におたずねください。

●個人情報の取扱いについて

- (1) 佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2) 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社の保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
(3) 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に申し提供いたします。



佐渡汽船株式会社

旅行企画
実 施

新潟県知事登録旅行業第2-167号
〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 9-1
(一社) 全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 山際 宏志

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

直江津港出発分は、下記案内所での電話予約に限り、
前日16:30まで承ります！

直江津総合案内所
☎ 025 - 544 - 1234

(営業時間 8:30～17:00 ※日曜・祝日を除く)

※電話予約の際は、営業日・営業時間にご注意ください。

佐渡汽船株式会社 お問い合わせナビダイヤル TEL:0570-200310
(営業 平日10:00～13:00,14:00～17:00/日曜・祝日を除く)